

# 大阪府 指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕

## 入 所 選 考 指 針

### 1 趣旨及び目的

この指針は、国の省令改正等（参考参照）に基づき、指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕（以下「施設」という。）における入所選考に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設における入所選考の合理的かつ円滑な実施に資するため、大阪府、府内の保険者である市町村・広域連合（以下「市町村等」という。）及び大阪府社会福祉協議会老人施設部会と協議し、優先入所に関する指針として共同で策定するものである。

### 2 入所の対象となる者

入所の対象となる者は、要介護1から5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者とする。

### 3 入所の申込み

#### （1）申込方法

入所の申込みは、指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕入所申込書兼台帳及び原則として居宅介護支援事業者、施設等のケアマネジャー等（以下「ケアマネジャー等」という。）の意見を付した入所選考調査票により、本人又は家族等から施設に対して行うこととする。その際ケアマネジャー等は、申込みに際して必要な援助を行うものとする。

#### （2）添付資料

施設への申込みに当たっては、介護保険被保険者証（写）、要介護認定調査票の基本調査（写）、直近3か月分のサービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）を添付した上で行うものとする。

#### （3）受付簿の管理

施設が申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

#### 4 入所選考委員会

- (1) 施設は、入所の選考に係る事務を行うため、合議制の委員会（以下「入所選考委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）が参加することが望ましい。
- (3) 入所選考委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催するものとする。
- (4) 入所選考委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製するとともに、これに基づき入所順位の決定を行う。
- (5) 施設は、入所選考委員会を開催したときは、その協議の内容を記録し、これを2年間保存するものとする。
- (6) 施設は、市町村等又は大阪府から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

#### 5 選考者名簿の調製

##### (1) 調製方法

選考者名簿は、入所申込者に対して、別表に定める基本的評価基準による評価と個別の評価事項を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

##### 【基本的評価基準】

- ①要介護度
- ②認知症の程度
- ③介護者の有無
- ④在宅サービスの利用率
- ⑤地域性による評価

##### 【個別的评价事項】

施設は、基本的評価基準項目以外で、性別、ベッドの特性、施設の専門性、遠隔地の利用者を親族の居住地付近の施設に入所させる場合の配慮、家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮、その他特別に配慮しなければならない個別の事情などの、個別的に評価する事項について独自に評価方法を設定し、評価するものとする。

##### (2) 調製時期

選考者名簿は、入所選考委員会を開催するごとに調製する。

## 6 特別な事由による入所

次に掲げるいずれかの場合は、施設長は、入所選考委員会の審議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告をするものとする。

- (1) 災害又は事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所選考委員会を招集する余裕がない場合
- (2) 老人福祉法（昭和38年 法律第133号）第11条に規定する措置委託を行う場合
- (3) 特例入所制度（厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定の方法の一部改正について（平成12年11月21日付け厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）第1に規定する特例利用をいう。）の運用をする場合

## 7 その他の取扱い

### (1) 既入所申込者の取扱い

施設は、市町村等と協力し、この指針の施行の際既に各施設へ入所の申込みをしている者に対して、この指針の周知及び再入所の申込みを行うことを勧奨するものとする。

### (2) 辞退者の取扱い

入所に際して入所意思の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、その申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留するものとする。また、順位を繰り下げた後に再度の辞退があった場合は、改めて施設利用が必要となるまでの間、受付簿から除外することができる。

### (3) 施設入所者等の取扱い

他の介護保険施設又は病院等に入所（入院）している者で、当該施設から退所（退院）を求められているもののうち、在宅復帰が極度に困難な者については、次に掲げる方法のいずれかにより入所選考委員会の審議を経て入所の順位を決定することができる。

ア 選考者名簿の調製に当たっては、基本的評価基準による評価を行う際の当該者の在宅サービス利用率については、40%以上60%未満に該当するとみなして評価を行うが、それ以外の評価事項については、他の申込者と同様に取り扱うこと。ただし、入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合には、その率に該当するものとして評価すること。

イ 施設が独自に適切な基準を設ける場合は、それにより評価すること。この場合において、選考者名簿の上位登載者と比較考量して、バランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。

## 8 適正運用

- (1) 府及び市町村等は、本入所選考指針をそれぞれ公表するとともに、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- (2) 施設等は、この指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。
- (3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、この指針の内容について適切な説明をするものとする。
- (4) 施設は、必要に応じて入所選考に係る説明又は資料の開示を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに個人のプライバシー等個人情報情報の取扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。
- (5) 施設の職員及び入所選考委員会の第三者の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報等を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。
- (6) 市町村と関係団体が当該市町村に所在する施設を対象として、本指針と同様の趣旨で指針を策定する場合は、本指針は適用しない。

## 9 附 則

- (1) 本指針は、平成15年1月1日から施行する。
- (2) 施設における、指針に基づく入所決定の運用は、平成15年4月1日から開始する。
- (3) 本指針は、2年ごとに見直すこととし、その間であっても指針の運用に重大な支障があり、かつ、直ちに見直す必要が生じた場合は、随時、見直すこととする。見直しに当たっては本指針を共同策定した三者で協議するものとする。

## 参 考

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号 平成14年8月7日一部改正)
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 平成14年8月7日一部改正)
- ・「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」(平成14年8月7日老計発第0807004号 厚生労働省老健局計画課長通知)